木祖村公告第2号

公　　告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和３年３月２９日

木 祖 村 長 唐澤 一寛

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

　　別紙のとおり

２　縦覧場所

木祖村産業振興課及び木祖村ホームページ

３　本公告により、木祖村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。